

京都市消防局訓令甲第7号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

別表第1 消防機械の項中 「

水槽車
速消小型水槽車

」 を 「

速消小型水槽車
小型水槽車
水槽車
大型水槽車

」 に

改め、 「

多重情報処理車

」 を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(消防局警防部装備課)